

豊後大野市地域公共交通活性化協議会規約

平成22年3月12日制定

改正 平成27年2月18日

改正 令和3年6月22日

(目的)

第1条 豊後大野市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の16の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第2条第1項1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」）の策定に関する事項

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を大分県豊後大野市三重町市場1200番地に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画及び利便増進実施計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 交通計画及び利便増進実施計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(役員の種類及び選任)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 20名以内
- (4) 監査委員 1名

(会長及び副会長)

第5条 会長は、豊後大野市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

(監査委員)

第6条 監査委員は、会長が委員とは別に委嘱する。

2 監査委員は次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 監査の結果を会長に報告すること。

(協議会の委員)

第7条 協議会の委員は別表に掲げる組織の代表者又は当該代表者が指名する者とする。

2 委員の任期は2年とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 会議の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

6 会議に必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審理)

第9条 会長は軽微な変更、及び緊急緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審理により、議事を決することができる。

2 前条第3項の規定は前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、豊後大野市まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、豊後大野市の負担金及びその他収入をもって充てる。

(予算)

第16条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の議決を得なければならない。

(決算及び監査)

第17条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監査委員の監査に臥さなければならない。

- 2 会長は第6条第2項の規定により当該監査委員の報告があったときには、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会は委員に対し、報酬及び費用弁償を支給することができる。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって閉鎖し、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年3月12日から施行する。

附則

この規約は、平成27年2月18日から施行する。

附則

この規約は、令和3年6月22日

別表（第7条関係）

<p>法第6条第2項第1号の委員</p>	<p>豊後大野市</p>
<p>法第6条第2項第2号の委員</p>	<p>大野竹田バス株式会社 九州旅客鉄道株式会社大分支社 豊後大野市タクシー協会 大分県バス協会 大分県タクシー協会 大野竹田バス乗務員代表 豊後大野市タクシー協会乗務員代表 大分県豊肥振興局 豊後大野土木事務所（県道管理者） 豊後大野市建設課（市道管理者） 豊後大野市商工会</p>
<p>法第6条第2項第3号の委員</p>	<p>大分運輸支局（企画調整担当） 大分運輸支局（輸送・監査担当） 大分県豊後大野警察署 豊後大野市自治会連合会（住民代表） 豊後大野市コミュニティバス運営協議会（住民代表） 学識経験者（学識経験を有する者） 豊後大野市まちづくり推進課（公共交通担当） 豊後大野市教育委員会（スクールバス担当） 豊後大野市高齢者福祉課（高齢者福祉担当） 豊後大野市社会福祉課（福祉有償運送担当）</p>